

## 美深町ふれあい公園木製遊具設計・施工に係わる公募型プロポーザル実施要領

### 1 実施の目的

美深町ふれあい公園は、遊具や芝生広場、噴水などが配置された美深町を代表する都市公園のひとつである。子どもから大人まで幅広い年齢層に交流の場、憩いの場として親しまれており、多くの人々が集まる地域コミュニティ活動の重要な場として利用されている。

今回、新たに木製遊具の設置にあたり、より多くの公園利用者に活用される遊具を設置するため、その選定を公平性及び透明性を持った公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、安全で優れた遊具の提案者を当該工事請負候補者として選定することを目的とする。

### 2 工事の概要

(1) 工事名	美深町ふれあい公園木製遊具設置工事								
(2) 工事場所	美深町字開運町25番地								
(3) 公園名称	ふれあい公園								
(4) 工事概要	ア 実施設計 一式 イ 遊具等設置工事(土工・基礎含む)一式 ・設置遊具は木製(北海道産)の遊具とする。 ・インクルーシブ対応遊具を含める。								
※1 契約上限金額の範囲内において、実施可能な提案であれば積極的な追加提案を求める。 ※2 遊具には、事故を予防するための年齢表示シール及び遊具個別注意シールを適宜貼付する。									
(5) 契約上限金額	60,000,000円(3年間で実施)								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度別</th> <th style="text-align: center;">上 限 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8年度</td> <td>20,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)</td> </tr> <tr> <td>令和 9年度</td> <td>20,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)</td> </tr> <tr> <td>令和 10年度</td> <td>20,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)</td> </tr> </tbody> </table> ※本価格は本工事の予定価格を示すものではなく、予定価格は別途設定する。 企画提案は、3年間の年度毎で算定としてください。	年度別	上 限 金 額	令和 8年度	20,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)	令和 9年度	20,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)	令和 10年度	20,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)
年度別	上 限 金 額								
令和 8年度	20,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)								
令和 9年度	20,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)								
令和 10年度	20,000,000 円(消費税及び地方消費税込み)								
(6) 工期	契約締結日から各年10月31日まで(予定)								

### 3 参加表明書等

(1) 参加表明に必要となる書類		
	ア 参加表明書 (様式第 1号)	ウ 配置予定技術者調書 (様式第 3号)
	イ 工事实績調書 (様式第 2号)	エ 誓約書 (様式第 4号)
(2) 参加表明書の提出		
	ア 提出期限	令和8年 4月 17日(金) 17時00分まで(必着)
	イ 提出場所	美深町役場建設水道課建設林務グループ
	ウ 提出方法	持参又は郵送(配達日時及び配達されたことを証明できる方法)

#### 4 企画提案に関する質問書の受付及び回答

(1) 提出期限	令和8年4月15日(水) 17時00分まで(必着)
(2) 提出方法	別添の質問書(様式第6号)により、提出すること(電子メール可)
(3) 回答掲載	令和8年4月16日(木)から5月15日(金)
(4) 回答方法	美深町ホームページに掲載

#### 5 企画提案書

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数		
	ア 企画提案書(様式第8号) (任意様式) イ 工程表及び参考見積書 ウ 完成予想の概要図(イラスト)A3版カラー エ 遊具等の配置計画図 オ 製品の寸法や材質のわかる構造図 (平面、立面、側面図) カ 設置後約20年間における維持管理表及び修繕等の費用を示す資料 キ その他必要に応じた補足説明資料	原本 1部 副本 10部 (提出書類の電子データ(DVD又はCDで、PDF形式)を1部提出すること。)なお、提案書の提出は、1者につき1案とする。
(2) 企画提案書の提出		
	ア 提出期限	令和8年 5月20日(水) 17時00分まで(必着)
	イ 提出場所	美深町役場 建設水道課建設林務グループ
	ウ 提出方法	持参又は郵送(配達日時及び配達されたことを証明できる方法)

#### 6 スケジュール(内容日程)

実施の公告(美深町ホームページ等)	令和8年 4月1日(水)
参加表明書等の提出期限	令和8年 4月17日(金)まで
企画提案に関する質問書の受付	令和8年 4月1日(水)～4月15日(水)まで
参加資格審査	令和8年 4月22日(水)まで
企画提案書の提出期限	令和8年 4月23日(木)～5月20日(水)まで
審査(プレゼンテーション)	令和8年 5月下旬(予定)
審査結果の通知	令和8年 6月上旬(予定)
仮契約締結	令和8年 6月上旬(予定)
契約の締結	美深町議会議決後(令和8年6月中旬)

## 7 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのプレゼンテーション等を実施する。

- |  |
|--|
| (1) 出席者(説明者)は、3名以内にする。   |
| (2) 原則として各社20分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング(質疑応答)を順次個別に行う。                               |
| (3) プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとする。  |
| (4) 説明にあたり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合、パソコンは説明者が、その他の機材は町が用意するものとする。   |
| (5) 原則としてヒアリングは、町が指定する会場での対面方式であるが、社会情勢によってはリモート方式を採用する。その場合は、町から事前に関係者へ連絡するものとする。 |

## 8 参加資格

過去 10 年間に本業務と同種業務について、国又は地方公共団体と契約実績を有する者であって、以下の事項に該当する者とする。

- |   |
|---|
| (1) 国又は地方公共団体から指名停止を受けている期間中でないこと。  |
| (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。   |
| (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。  |
| (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。   |
| (5) 配置技術者に関する条件については、建設業法第26条の定めるところにより、当該入札参加業者と直接かつ継続的雇用関係にある1級又は2級土木施工管理技士又は、1級又は2級造園工事施工管理技士の資格を有する主任技術者又は監理技術者をこの現場に配置できること。 |
| (6) 美深町建設工事等入札参加資格であること   |
| (7) 美深町暴力団排除の推進に関する条例(平成 25 年6月 24 日条例第 10 号)に規定する要件に該当しないこと。   |

## 9 審査方法

町が設置する審査委員会が審査基準に基づき、企画提案書についてのプレゼンテーションを受け、総得点が最も高いもの及び次点のものを選定する。(原則として合計点が6割以上に達したものを選定の対象とするが、合計点がいずれも満たなかった場合は最高得点のものを選定対象とし、協議することとする。)

## 10 審査基準

選定に係る審査項目等は次のとおりとする。

### テーマ・デザイン

町を代表する公園の遊具として存在感があり、多様な個性や好みなどを持つ子ども達と一緒に楽しく遊べる遊具の提案となっている。

インクルーシブ対応遊具を含め、子供たち(幼児から高校生)が一目で遊びたくなるような、魅力的なデザインになっている。

また、北海道産木材が使用されている遊具となっている。

#### 遊具の配置・機能性

- ・設置スペースを有効に活用し、遊具等が安全かつ適切に配置されている。(遊具配置時における導線の交錯、適切な遊具の向き、遊具の周辺の障害物の有無等)
- ・多様な遊び方(登る、くぐる、滑る等)が提供されており、子どもの五感や好奇心を刺激し、自発性や創造性の向上、体力づくりに資する遊具の構成・機能性となっている。
- ・子どもや保護者も含め、あらゆる利用者が安心して遊べるように安全に配慮された提案となっている。
- ・子どもの予期しない遊びに対する安全措置(衝突、接触、落下、挟み込み、転倒における対策)が十分に行われている。
- ・維持管理 耐用年数が長くなるよう耐久性のある材料を使用している。
- ・補修や部材等の交換に迅速に対応できるとともに、維持管理経費やメンテナンス等を低減できる提案となっている。
- ・(一社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準」と同等の安全基準により製作された遊具とすること。

#### 実現性・積極性

業務執行に当たり類似実績や工期短縮・経費削減等の工夫が示され提案内容を確実に実現できる内容となっている。

## 11 審査結果の通知

審査結果は書面により通知する。

## 12 契約の締結

- (1) 最優秀提案者に選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。契約に関しては、優先交渉権者との随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約をいう)とする。
- (2) 契約交渉にあたっては、企画提案者が提案した内容を尊重するが、本業務の達成のため、本町と契約候補者との協議により変更する場合がある。
- (3) 契約締結は、美深町工事請負契約書により締結する。
- (4) 契約締結にあたっては、美深町財務規則に基づいて行う。
- (5) 契約締結は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により契約候補者との仮契約書に記名押印し、美深町議会(令和8年6月予定)の議決により、これを本契約とする。
- (6) 町議会の議決が得られなかった場合等は、仮契約は無効となり、契約は成立しない。  
また、このことで生じた損害については、美深町は一切の責めを負わない。

### 13 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。
- (2) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- (3) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- (4) 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- (5) 参考見積の金額が契約上限金額を超過したとき。

### 14 契約・工事関係書類・工事検査について

美深町財務規則による。

### 15 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は町に帰属する。
- (5) 美深町は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに企画提案書を無償で使用できるものとする。
- (6) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 参加表明書に記載した配置予定の監理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、町と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (8) 本プロポーザルを途中で辞退する場合はその旨を記載した書面(様式7号)を提出すること。
- (9) 特許権等 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。

### 16 問い合わせ先

中川郡美深町字西町 18 番地

美深町役場建設水道課建設林務グループ

TEL 01656-2-1625

FAX 01656-2-1626

E-mail b-kenchiku@town.bifuka.hokkaido.jp